



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 結核健康診断予防接種事業補助金交付規程の一部を改正する告示（健康増進課） 1
- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出（村づくり計画課） 4
- 沖縄県観光功労者表彰規程の一部を改正する告示（観光政策課） 5
- 道路の区域の変更（道路管理課） 5
- 県道の供用の開始（道路管理課） 6

公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（税務課） 6
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課） 6
- 毒物劇物取扱者試験の実施（薬務疾病対策課） 7
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（中小企業支援課） 7
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（警察本部運転免許課） 7
- 病院事業局事項
- 特定調達契約に係る落札者の決定・2件 8
- 教育委員会事項
- 沖縄県指定無形文化財保持者の追加認定・2件 8
- 人事委員会事項
- 沖縄県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 9

告 示

沖縄県告示第291号

結核健康診断予防接種事業補助金交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成25年 5月 7日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

結核健康診断予防接種事業補助金交付規程の一部を改正する告示

結核健康診断予防接種事業補助金交付規程（昭和47年沖縄県告示第47号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

結核健康診断事業補助金交付規程

第1条中「この告示」を「知事」に、「基づく健康診断予防接種事業」を「基づき、健康診断事業」に改め、「事業主、」を削り、「設置者に」の次に「予算の範囲内で」を、「ものとし」の次に「、その交付に
関しては」を加え、「必要な事項を定めるものとする」を「、この告示の定めるところによる」に改める。

第2条（見出しを含む。）中「交付基準」を「交付基準単価」に改める。

第3条及び第4条第1項中「結核健康診断予防接種事業」を「結核健康診断事業」に改める。

第5条中「結核健康診断予防接種事業」を「結核健康診断事業」に、「別紙5」を「別紙4」に改める。

第7条及び第9条中「結核健康診断予防接種事業」を「結核健康診断事業」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

区 分	保健所実施分	医療機関実施分
間接撮影（レンズカメラ）	（使）	（定）
〃（70ミリミラーカメラ）	（使）	（定）
〃（100ミリミラーカメラ）	（使）	（定）
直接撮影	（定）	

注 「（使）」とは、沖縄県使用料及び手数料条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第14号）の別表第1に規定する単価のことをいい、「（定）」とは、感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱（平成20年12月19日厚生労働省発健第1219002号）に定める健康診断の基準単価のことをいう。

第1号様式中「結核健康診断予防接種事業補助金」を「結核健康診断事業補助金」に、「結核健康診断予防接種事業計画」を「結核健康診断事業計画」に、

「5 結核健康診断予防接種事業所要額明細書（備品購入費）（別紙3）

6 結核健康診断予防接種事業支出計画書（別紙4） を

7 歳入歳出予算書（抄本）（別紙5） 」

「5 結核健康診断事業支出計画書（別紙3）

6 歳入歳出予算書（抄本）（別紙4） に改め、同様式別紙1中「結核健康診断予防接種事業」を

「結核健康診断事業」に、「健康診断予防接種費」を「健康診断費」に改め、同様式別紙2を次のように改める。

別紙2

結核健康診断事業計画及び所要額内訳書

区 分			受診人員	算定基準額（円）
健 康 診 断	間 接 撮 影	保健所で実施分	レンズカメラ	
			70ミリミラーカメラ	
			100ミリミラーカメラ	
	医 療 機 関 で 実 施 分	レンズカメラ		
		70ミリミラーカメラ		
		100ミリミラーカメラ		
	直接撮影			
合 計				

注 「算定基準額」の欄には、各区分の受診人員に交付基準単価を乗じて得た額を記入すること。

第1号様式別紙3を削り、同様式別紙4中「結核健康診断予防接種事業」を「結核健康診断事業」に、

「

結核予防費					
-------	--	--	--	--	--

」

を

「

結核予防費	円	円	円	円	円
-------	---	---	---	---	---

」

に、「健康診断予防接種費」を「健康診断費」に改め、同様式別紙4を同様式別紙3とする。

第1号様式別紙5中

「(歳入)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

を

「(歳入)

(単位：円)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

に、

「(歳出)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

を

「(歳出)

(単位：円)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

に改め、同様式別紙5を同様式別紙4とする。

第2号様式及び第3号様式中「結核健康診断予防接種事業」を「結核健康診断事業」に改める。

第4号様式中「結核健康診断予防接種事業実績報告書」を「結核健康診断事業実績報告書」に、「結核健康診断予防接種事業補助金」を「結核健康診断事業補助金」に、

- 「4 結核健康診断実施連絡費内訳書(別紙3)
- 5 結核健康診断検診台帳整備内訳書(別紙4)
- 6 結核健康診断予防接種事業清算明細書(備品購入費)(別紙5) を
- 7 結核健康診断予防接種事業実施成績表(別紙6)
- 8 歳入歳出決算(見込)書抄本(別紙7) 」

「4 結核健康診断事業実施成績表(別紙3) に改め、同様式別紙1中「結核健康診断予防接種事業」を
5 歳入歳出決算(見込)書抄本(別紙4)」

「結核健康診断事業」に、「健康診断予防接種費」を「健康診断費」に改め、同様式別紙2を次のように改める。

別紙2

結核健康診断事業補助金精算内訳書

区 分	箇所数	対象人数	受診人数	受診率	健 康 診 断						直接撮影	合計	備考
					間 接 撮 影								
					保健所で実施分			医療機関で実施分					
					レンズカメラ	70mmミラーカメラ	100mmミラーカメラ	レンズカメラ	70mmミラーカメラ	100mmミラーカメラ			
学 校		人	人	%	人	人	人	人	人	人	人		
施 設													
計													
支出済額					円	円	円	円	円	円	円		

基準額	/	/	/	/																
-----	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

第4号様式別紙3を次のように改める。

別紙3

年度結核健康診断事業実施成績表

区分 / 実施 対象	該 当 人 員	実 施 人 員	実 施 成 績									か く た ん 検 査 実 施 人 員		
			間 接 撮 影 実 施 人 員	直 接 撮 影 実 施 人 員	精 密 検 査						精 密 検 査 該 当 人 員		精 密 検 査 実 施 人 員	左 の 内 訳
					結核発見患者数			発病のおそれのある者と診断された者	異常なし					
					新 発 見	既 発 見								
学 校	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
施 設														
計														

第4号様式別紙4から別紙6までを削り、同様式別紙7中「単位千円」を「単位：円」に改め、同様式別紙7を同様式別紙4とする。

第5号様式及び第6号様式中「結核健康診断予防接種事業」を「結核健康診断事業」に改める。

附 則

この告示は、平成25年5月7日から施行する。

沖縄県告示第292号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり中城村当間土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成25年5月7日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	比嘉徳仁	中城村字当間81番地の1
理事	比嘉盛秀	中城村字泊113番地
理事	仲眞良行	中城村字屋宜854番地
理事	島袋稔	中城村字添石127番地
理事	伊保隆司	中城村字奥間33番地
理事	仲村喜光	中城村字安里200番地の2
理事	安里健一	中城村字伊舎堂187番地
理事	新垣清弘	中城村字久場16番地の4

理事	謝名堂幸夫	中城村字奥間153番地の6
監事	屋宜巖	中城村字添石252番地
監事	新垣秀則	中城村字安里323番地
監事	喜屋武勲	中城村字当間958番地

任期 平成25年 2月 4日から平成29年 2月 3日まで

2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	比嘉昇	中城村字奥間83番地
理事	比嘉徳仁	中城村字当間81番地の1
理事	伊佐吉元	中城村字安里94番地
理事	仲本賢義	中城村字浜970番地
理事	仲眞良行	中城村字屋宜854番地
理事	安里元昭	中城村字伊舎堂42番地
理事	比嘉盛秀	中城村字泊113番地
理事	比嘉盛安	中城村字久場2039番地
理事	島袋稔	中城村字添石127番地
監事	仲松弥昌	中城村字当間678番地
監事	屋宜巖	中城村字添石252番地

沖縄県告示第293号

沖縄県観光功労者表彰規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成25年 5月 7日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県観光功労者表彰規程の一部を改正する告示

沖縄県観光功労者表彰規程（昭和52年沖縄県告示第499号）の一部を次のように改正する。

第4条中「財団法人」を「一般財団法人」に改める。

第9条中「、観光振興課長及び交流推進課長」を「及び観光振興課長」に改める。

附 則

この告示は、平成25年 5月 7日から施行する。

沖縄県告示第294号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成25年 5月 7日から同月20日まで一般の縦覧に供する。

平成25年 5月 7日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 名護本部線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	本部町字並里1157番1から 本部町字並里1157番1まで	38.2m ～ 62.8m	43.1m
新	本部町字並里1157番1から 本部町字並里1157番1まで	38.2m ～ 62.8m	43.1m

沖縄県告示第295号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、平成25年5月7日から同月20日まで一般の縦覧に供する。

平成25年5月7日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 路線名 県道43号線
- 2 供用開始の区間 那覇市前島3丁目100番1から那覇市若狭3丁目100番2まで
- 3 供用開始の期日 平成25年5月7日

公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成25年5月7日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 新沖縄県税務事務トータルシステム運用業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県総務部税務課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 契約の相手方を決定した日 平成25年4月1日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社オーシーシー 沖縄県浦添市沢岬二丁目17番1号
- 5 契約金額 52,920,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年6月21日まで縦覧に供する。

平成25年5月7日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成25年4月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人沖縄県出合い結婚支援センター婚活もーる
- 3 代表者の氏名 加來裕基
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市松尾1丁目10番20号レオパレス松尾202号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、独身の方々に対して、結婚や出会いに関する情報を発信すると共に、出会いの提供と心温まるカウンセリング活動事業を通して、多くの幸せなカップルを誕生させる架け橋となることができます。これは、晩婚化・未婚化への流れを食い止める活動であり、現代社会が直面している少子高齢化問題を解決する一つの対策に繋がり、結果として生じる多くの分野における地域社会振興に寄与していくことを目的とします。

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、平成25年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成25年 5月 7日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 日時及び場所

(1) 日時 平成25年 8月 6日 午前10時から午前12時まで

(2) 場所

ア 沖縄県市町村自治会館 沖縄県那覇市旭町116番地37

イ 沖縄県宮古福祉保健所 沖縄県宮古島市平良字東仲宗根476番地

ウ 沖縄県八重山福祉保健所 沖縄県石垣市字真栄里438番地

2 試験の種類

(1) 一般毒物劇物取扱者試験

(2) 農薬用品目毒物劇物取扱者試験

(3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

3 受験手続 受験願書を平成25年 6月 24日（月曜日）から同年 7月 1日（月曜日）までに、県内居住者にあつては住所を管轄する保健所に、県外居住者にあつては沖縄県福祉保健部薬務疾病対策課に提出すること。ただし、土曜日又は日曜日は受験願書を受け付けないこと。

4 その他 詳細については、沖縄県福祉保健部薬務疾病対策課（電話番号098-866-2215）又は最寄りの保健所に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成25年 5月 7日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 大規模小売店舗の名称及び所在地（仮称）マックスバリュ高原店 沖縄市高原一丁目812番ほか6筆

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 イオン琉球株式会社 南風原町字兼城514番地の1 代表取締役 末吉康敏

3 法第8条第1項の規定による沖縄市の意見の概要 意見なし

4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし

5 縦覧期間 平成25年 5月 7日から同年 6月 7日まで

6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成25年 5月 7日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 随意契約に係る物品等の名称、購入予定数量及び契約単価

物 品 等 の 名 称	購入予定数量	契約単価
I C免許証用カード基体	256箱	488,520円
I C免許証用カードインクリボン	115箱	140,000円

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県警察本部警務部会計課 那覇市泉崎1丁目2番2号

3 契約の相手方を決定した日 平成25年 4月 1日

4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社DNPアイディーシステム 東京都新宿区新宿四丁目3番17号

5 契約の相手方を決定した手続 随意契約

6 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号

病 院 事 業 局 事 項

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成25年5月7日

沖縄県立宮古病院長 安谷屋 正明

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 X線透視診断システム 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立宮古病院総務課 沖縄県宮古島市平良字東仲宗根807番地
- 3 落札者を決定した日 平成25年3月5日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社沖縄メディコ 沖縄県浦添市勢理客三丁目3番11号
- 5 落札金額 47,066,250円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成25年1月22日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成25年5月7日

沖縄県立宮古病院長 安谷屋 正明

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 調剤システム 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立宮古病院総務課 沖縄県宮古島市平良字東仲宗根807番地
- 3 落札者を決定した日 平成25年3月5日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社琉薬 沖縄県浦添市牧港五丁目6番5号
- 5 落札金額 80,708,250円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成25年1月22日

教 育 委 員 会 事 項

沖縄県教育委員会告示第7号

沖縄県文化財保護条例（昭和47年沖縄県条例第25号）第20条第5項の規定により、次の表の左欄に掲げる沖縄県指定無形文化財の保持者として、同表右欄に掲げる者を追加して認定する。

平成25年5月7日

沖縄県教育委員会

委員長 新垣 和歌子

無形文化財の名称		保 持 者	
		氏 名	住 所
琉球歌劇	踊方	金城和子	那覇市繁多川3丁目3番33号
		島袋シズ子	那覇市字安里107番地宮城アパート205
		高宮城文子	那覇市首里石嶺町3丁目42番地3
		中曽根律子	浦添市内間三丁目29番22号2階

	春洋一	沖縄市照屋五丁目20番13号コーポ喜屋武202
	松茂良ヨシ子	浦添市伊祖一丁目8番9-1号
	與座喜美子	那覇市泉崎1丁目17番22号
地謡	仲宗根盛次	西原町字翁長514番地の1

沖縄県教育委員会告示第8号

沖縄県文化財保護条例（昭和47年沖縄県条例第25号）第20条第5項の規定により、次の表の左欄に掲げる沖縄県指定無形文化財の保持者として、同表右欄に掲げる者を追加して認定する。

平成25年5月7日

沖縄県教育委員会
委員長 新垣 和歌子

無形文化財の名称	保 持 者	
	氏 名	住 所
沖縄の空手・古武術	石川精徳	那覇市久米2丁目20番12号
	上原武信	那覇市字小禄810番地1
	仲本政博	那覇市首里鳥堀町3丁目55番地
	東恩納盛男	那覇市牧志3丁目22番42号
	比知屋義夫	那覇市首里石嶺町3丁目180番地33

人 事 委 員 会 事 項

沖縄県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年5月7日

沖縄県人事委員会
委員長 玉 城 健

沖縄県人事委員会規則第19号

沖縄県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

沖縄県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和48年沖縄県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表糸満市の項中「秘書企画課の秘書係長」を「秘書広報課の秘書・広報係長」に改め、同表糸満市・豊見城市清掃施設組合の項中「局長」を「局長 参事監 参事」に、「室長」を「室長 副参事」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号</p>
---	---